

台湾景観法の審議経緯と台北市景観づくり事業の現状

The Deliberation of Landscape Act in Taiwan and the Current Status of Landscape Construction in Taipei City

王 新衡 輔仁大学 博物館学専攻 兼任助理教授, 台湾歴史資源経理学会 研究員
Wang, Sin-Heng

1. はじめに

2002年に台湾の景観法草案が作成されたが、その後現在に至るまで条文は国会を審査通過できていない。そのため、都市計画・地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限の策定、及び景観規制の強化・詳細化が困難な状況にあるといえる。しかしながら、一方で景観の維持管理のために、地方政府と自治体による景観整備事業が積極的に行われており、良好な景観の形成が推進されている。

本稿では台湾の景観法草案の内容・審査経緯・日本の景観法との比較を論じて、この約10年以内の景観法審査の課題を分析している。また、台北市の「景観管理自治条例」、「台北好好看」、「市民参加型の公園づくり」の景観整備事業の概要を紹介し、事業実施と地域景観への影響を分析する。

2. 景観法の内容と審議の課題

2-1. 景観法草案の概要

中央政府・自治体による公共事業における良好な景観の形成を促進するために、2002年に台湾の「景観法草案」が作成された。美しい景観の形成と個性的で活力ある地域の創出を図り、土地・建物の所有者と市民参加による景観改善事業の促進、生活の質の向上がこの景観法草案の主な目的である。景観法草案の7章の構成は、第一章総則、第二章計画と管理、第三章改善と維持、第四章奨励と参与、第五章評価と経費、第六章罰則、第七章雑則である。そしてその概要は行政当局と行政当局権限と責任分担、景観保護・管理維持、民衆参加の方式、景観管理維持基金、行為の規制と罰則などとなっている。

2-2. 景観法の審議経緯

現在、欧米、日本などの先進国のみならず、東南ア

ジア諸国においても「景観法」が実施されている。しかし、台湾では景観法について約10年にわたり修正と審査が行われてきたが、現在まで成立を見ていない。下の表に示すように、2002年より、台湾の中央政府は景観法の立法を提出したが、国会において一部の条文が審査を通過できなかった。最も大きな要因としては、建築士連合会と土木技師連合会が第26条の景観技師の規制に反対したことにある。また、条文中の景観管理維持基金と行為の規制と罰則についても中央政府と市民団体との間に交渉の必要がある。したがって、このように未だ景観法が制定されないことにより、台湾における景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等の規制がないことから、良好な景観の形成に関する基本理念及び政府・民間の責務が不明瞭であるといえる。

表1 台湾の景観法草案の概要

条文	内容
1	景観法の基本理念。
2	行政当局と行政当局権限と責任分担。
3	用語の定義。
4	自治体による景観マスタープラン、景観保護と景観維持管理のガイドライン、詳細な景観マスタープランの策定。
5	自治体の景観マスタープランの内容。
6-7	中央政府による「重点景観地区」の景観保護と景観維持管理、中央・自治体による景観計画の策定の手続き。
8-10	景観計画の内容：景観計画の策定、変更、レビュー、審査、認可、公布、実施などの事項。都市計画と都市計画以外の土地利用における景観計画による修正。
11-12	重点景観地区における開発行為面積が一定の規模以上の場合において、景観保護に関する事項について都市計画審議会の審査が必要となること。
13-16	自治体による重点景観地区の景観改善・維持計画、他の景観管理と行為規制の強化。
17	自治体による景観改善と保護計画の情報発信と市民参加の方策。
18-19	景観改善計画の実施、土地・建物の所有者、管理者、使用者への告示・通知。
20-21	民間、民間事業者参加による公共空間、公共施設、ストリートファニチャーの設置・管理に対する建設奨励制度。
22	自治体の景観改善計画の市民提案、民衆参加、審議など。自治体の経費と景観管理維持基金により景観改善計画への補助金。
23	中央政府による各地自治体の景観評価、奨励制度、競技会の開催。前述の評価結果は次年度の助成金の基準となること。
24	行為の規制と罰則。
25	自治体の景観改善・維持の予算と景観管理維持基金等。
26	開発区域の面積が一定規模以上の開発行為における、景観技師による景観づくりの義務化。
27	景観法の公布日

表2 台湾の景観法の審査の経緯

2002.8	行政院内政部の法規委員会において「都市観瞻条例草案」が審査通過し、「環境景観法草案」の原案作成が行われた。
	「環境景観法草案」の第一回審査会における、「都市観瞻条例」と「環境景観法」が「景観法」としてまとめられた。
2002.9	行政院が起草した「景観法草案」について2度の審査会が行われ、修正された草案が国会に提出された。
2002.12	委員会における法律案の審議が終了したが、6つの条文が通過できなかった。その後個別の審議について与野党の交渉に入った。
2004.1	中央政府、景観学会、建築士会連合会、土木技師連合会、都市計画技師連合会などの団体との交渉が行われたが、第26条の条文の景観技師の内容に対して、関係者の意見の一致を図ることが困難であった。
2005.2	第2回の審査会が行われたが、8つの条文が通過できなかった。
2008.7	「景観法草案」の公聴会における意見聴取等を行った。
2010.4	内政部の營建署は日本・欧米の景観法を参考し、「景観法草案」の第11条、第19条、第24条を修正した。
2013.12	「景観法草案」は再び修正され、国会に提出された。

2-3. 台湾景観法草案と日本景観法との比較

台湾の景観法草案は僅か27条文しかなく、日本の107条の景観法より少ない。ただ、台湾の景観法草案の構成は日本の景観法の影響を受けており、各章の内容で多くの類似点がある。特に、第一章の総則、第二章の景観計画、第三章の景観地区の改善などの内容は日本の景観法と類似しており、特に、第二章の都市計画の検討・景観マスタープラン・景観づくり・景観管理、第3章の重点景観地区・景観改善計画などの規制内容などである。また、奨励・罰則、景観改善・維持の経費、民間参加の促進などの一部の内容も、日本の景観法との類似が認められる。一方、台湾の景観法には「景観協定」と「景観整備機構」の規制がない。

2-4. 景観法の審査通過の課題

2002年に景観法草案は国会に提出されたが、審査通過できなかった。その主要な問題としては、①景観法の必要性、②行為の規制・罰則と景観管理維持基金の妥当性、③景観技師の規制の建築士と土木技師への影響などである。しかしこれらの問題点について、関係者の意見の一致を図ることは困難だと思われ、景観・都市計画の専門家による景観法草案の目的と規制の範囲の再修正の必要性などの意見が提出されている。

こうした景観法の制定が台湾において進まないため、都市部のみならず非都市部の景観が崩れ、景観に配慮された統一感のある街並みの保全が難しくなっているといえる。また、景観技師の規制の論争が激しく、また景観の専門の大学生の就職難も深刻化しており、多くの景観に関する専門的人材が国外に流出する危険性もある。しかしこのような状況のなか、景観悪化を改善するために、自治体による景観計画や景観改善事

業が積極的に行われている。そこで、台北市の景観改善事業の実施概要と現状について以下に説明する。

3. 台北市の景観改善事業

3-1. 台北市景観管理自治条例

2010年に、台北市景観管理自治条例が台北市議会の審査を通過し、景観規制誘導の景観づくりの手段を用いて、民間施設と公共施設における景観事業が推進されている。台湾で初めての自治体による景観管理自治条例において、強制力がある景観規制のみならず自発的な景観形成を促しながら、良好な景観の保全と創造を促進している。この良好な景観の形成に関する方針の内容としては、景観マスタープラン、16の景観保護計画、市民参加の奨励制度などがあり、民間施設も公共施設も含んだ面的な景観まちづくりへの新たな可能性が開けている。

この条例に規定する事項は、建築物の建築等、工作物の建設などの開発行為に対して、景観計画に定められた工作物等の形態又は色彩その他の意匠の制限などがある。また、最も注目される「景観管理維持基金」の一部の財源は条例に基づく罰金であり、景観保護、景観管理維持、民間の景観改善事業を支援することとなっている。さらに、重要風致地区の設置において、歴史文化地域（故宮博物館、孔廟、保安宮等）、自然景観（猫空、大稻埕埠頭等）、公共空間（淡水河沿岸、大安森林公園等）、幅員30m以上の幹線街路（忠孝東路、仁愛路等）は「策略景観地区」として台北市の固有の文化・自然の特性と密接に関連する良好な景観の形成を促進している。このように、この条例は、現にある良好な景観の保護のみならず、新たな良好な景観の創出のために、景観上貴重な空間や工作物を指定し、景観に与える影響を制限している。この、台北市景観管理自治条例の施行による、公共施設のモデル実施事業、民間への奨励・補助制度、景観管理維持基金等の3つの事項は、台湾の景観づくりの先進事例と考えられる。

3-2. 「台北好好看」景観づくり事業

2010年の「台北国際花卉博覧会」の開催のため、台北市の景観改善事業が積極的に行われた。そこで、台北市政府都市發展局は「台北好好看」という景観づくり事業を行い、緑化や道路景観の整備、良好な眺望景観の促進、生活の質の向上を行った。具体的には、この景観づくり事業で、8つのシリーズと3つの統合計

画によって、豊かな景観資源を生かした良好な景観を創出した。下の表に示すように、創造的で活力あるランドマーク、オープンスペース、廃棄された建築物の除去、環境の緑化・美化、旧建物外観の改善、屋外広告物の整理、キャンパスの景観改善、夜間景観などが行われた。また、統合計画としては、魅力的な沿道景観の形成、水と緑のネットワーク、公共資源の活用などの事業が行われた。

「台北好好看」の景観づくり事業は、公共施設の美化・公有地の緑化を中心に推進され、地域の個性を生かす景観改善事業への民間事業者の参加を促進している。この景観改善事業において、20ha以上の空き地が公園広場として活用され、3km以上の学校の壁の解体と緑地の創出、2ha以上のキャンパスの緑化などが行われた。このような、景観づくり事業を用いて、公有地と開発する前の私有地が公園緑地・オープンスペースとして活用され、市民生活の向上を達成したことは最も注目された成果であるといえる。また、低・未利用である公有財産の統合、景観に影響する倒壊の恐れのある建造物の撤去、屋外広告物の改善、夜間照明、自然環境などの景観整備が行われ、魅力ある大都市環境・景観づくりに市民と共に取り組むことを進めており、自然・歴史・文化景観に調和した良好な景観づくりが推進されている。

表3 「台北好好看」景観づくり事業

シリーズ1: 創造的ランドマークあるいは世界的デザイナー・建築家の建物・オープンスペース等。
シリーズ2: 廃棄された建築物の除去と緑化・美化事業の奨励。
シリーズ3: 旧建物外観の改善、違法広告物の除去。
シリーズ4: 屋外広告物の整理と奨励。
シリーズ5: 学校の壁とキャンパスの緑化の促進。
シリーズ6: 空き地の緑化・美化事業の整備。
シリーズ7: 夜の観光活動と商業活動の発展と夜間景観の整備。
シリーズ8: 建物の外壁と周辺景観の改善、パブリックアート。
統合計画1: 道路景観、交通標識、ストリートファニチャーの統合。
統合計画2: 川沿いの景観改善事業、自転車道、水運など。
統合計画3: 公有土地・資源の調査と統合。



図1 左図:台湾大学(左側)・銘伝小学校(右側)の壁の緑化、右図:水源市場(左側)外観の改善

3-3. 他の景観まちづくり事業—都市更新処の都市再生事業を中心に

近年、台北市における都市再生事業が行われ、台北市都市更新処の林崇傑処長(東京大学都市工学部出

身)をリーダーに、行政、NPO、市民が協働して、都市の未来像を積極的に描いている。また、林氏は都市再生の住民参加と国際協力を重視しており、日本の専門家と市民との交流が積極的に行われている。そこで、密接な日台交流から国際協力が生まれ、台北市の都市再生計画と景観づくり事業は日本に深遠な影響を受けている。さらに、林氏は「都市鍼治療」という都市再生の理論を提唱し、歴史的な建造物の活用、空き地の緑化事業などを都市再生の拠点として、市民生活の向上に寄与することを目的とする環境・景観改善事業を促進している。即ち、各都市再生の拠点は鍼治療のように都市の要所への刺激として、元気な都市と良好な都市景観を創出しており、台北市都市更新処の環境・景観づくり事業の一つである。¹⁾以下では、台北市都市更新処による「都市再生前進基地計画(URS)」と「市民参加型の公園づくり事業」の概要について説明する。

(1) 都市再生前進基地計画(URS)

2010年より、都市再生を担当する台北市政府「都市更新処」は、歴史的建造物や工場・倉庫や駅舎などを「都市再生前進基地計画(Urban Regeneration Station, 略称URS)」として都市の空間の活用と保全を進めている。このURSという言葉には英語のYOURSの「みんなの」、「市民の」という意味も込められている。この計画は、都市の多元的活動・都市創造・新たな景観の創出によって、都市に活力を与えており、地域のアイデンティティーを確保するために、歴史建物や産業遺産などで、それらの拠点の住所の番号にURSが付された。例えば、国産軟木工業株式会社・工場は「URS13」、中山専売局の中山倉庫「URS21」、華山駅「URS 27」などである。これらの場所では産業遺産の活用事業を行いながら、産業景観が保全されている。

マンション建替えと高層ビルの建設のみならず、台北市の都市再生事業は市民参加型の歴史まちづくり・景観改善事業・緑地広場を積極的に推進している。これによって、各地のURS事業は地域再生の重要な拠点として、公園緑地・市民菜園・パブリックスペース・文化施設を活用しながら、伝統的な建築物・歴史風致も守られている。また、周辺地域の景観整備事業への影響と共に、優れた景観を抽出し、あるべき景観保護を促している。²⁾例えば、産業遺産である台北酒造工場の敷地と鉄道跡地はURS27、「華山大草原」、4.1haの緑地として活用され、一部は「華山緑工場」という

都市農園として再利用されている。旧専売局の中山配銷処(廃棄された流通センター)にはURS21が設置され、文化施設・緑地公園・市民農園として活用されている。³⁾従って、これらのURSの都市再生拠点は、周辺地域の緑化・美化事業と公共空間の創出を促しながら、地域間の交流を促進し、快適な都市生活と良好な景観の形成を促している。



図2 URS事業—旧専売局の中山配銷処(左)と華山大草原(右)の緑地保全

(2) 市民参加型の公園づくり

「台北好好看」の景観づくりの政策の下で、台北市都市更新処は積極的に市民参加型の公園づくり事業を推進している。例えば、「羅斯福路緑生活軸線」という緑化事業は、幹線道路沿いの市民参加型の公園づくり事業をネットワークし、沿道地域の緑の拠点と道路とが一体となった緑の街並みづくりを推進している。下の表に示すように、この生活軸の沿線地域で、「雨水花園」、「閱讀葉草花園」、「開心農園」、「生態觀察花園」などの公園が設置され、近隣公園と沿道地域の緑化が行われ、身近な緑の保全と育成が確保されている。これらの公園は一般的な緑地広場のみならず、体験農園、環境保護・自然生態の教室などの市民管理の公共空間として、公・民有地の緑化を促進しながら、地域の暮らしと密接な都市景観を創出している。そして、この市民参加型の緑化事業は沿道地域の公園から周辺に拡大し、公共施設、町並み、住宅などの緑化事業に大きな影響を与えている。

表4 市民参加による公園づくり事業

公園名称	公園づくり事業
雨水花園	雨水のリサイクル、透水性舗装、廃棄物の再利用による公園整備事業。
閱讀葉草花園	公園周辺の本屋との協力、本発表会・文化活動などの開催。
開心農園	市民参加による公園整備と市民管理型農園の開設。
生態觀察花園	市民野外教室の整備と自然・手づくり体験活動の開催

4. まとめ

長年にわたり都市計画と景観づくりに関する日台交流が頻繁に行われ、台湾の景観法草案の構成と内容は日本の景観法に大きな影響を受けたため、共通点が多

いといえる。しかし、台湾には2002年より景観法草案が国会に提出されているが、未だ審査通過できてはいない。その主な要因としては建築士連合会と土木技師連合会の景観技師の規制への反対、景観管理維持基金と行為の規制と罰則等の条文が政府と市民団体との交渉の必要があることなどがある。そして、2013年末に、景観法草案の修正案は国会に提出され、景観法の審査通過を目指しており、これにより台湾の良好な景観の形成に大きな効果をもたらすことが期待されている。

ただ、この10年の日本の景観法、景観づくり事業の先進事例から学ぶ経験と教訓によって、台湾の景観改善事業、景観まちづくりへの関心は高まっている。そのため、中央政府による景観改善計画が推進され、自治体・民間参加による景観づくり事業が奨励されている。また、台北市では台湾の初めての景観管理自治条例が策定され、都市再生政策下で「台北好好看」と「市民参加型の公園づくり」などの景観まちづくりが推進されている。従って、台湾の景観法はまだ国会を審査通過していないものの、自治体の景観条例、景観整備計画に基づく景観行政は積極的に進められている。また、これらの活動は民間と自治体が地域に密接する景観まちづくりを担っており、固有の良好な環境の保護と新たな景観の創出など、総合的な景観政策を積極的に推進しており、今後も多様な景観形成を行っていくことが期待されている。



図3 市民参加による公園づくり事業—雨水花園(左上)、閱讀葉草花園(右上)、開心農園(左下)、生態觀察花園(右下)

<参考文献>

- 1) 林崇傑, 他 (2013) URS 城市裡的創意聚落, 台北市政府都市更新処, pp.13-19
- 2) 林崇傑, 他 (2013) URS 城市裡的創意聚落, 台北市政府都市更新処, pp.6-7
- 3) 林崇傑, 他 (2013) 路口與眺望, 台北市政府都市更新処, pp.22-25
- 4) 中華民國景観學會 (2013) 民間版景観法草案總說明, 中華民國景観學會, pp.1-4